

平成27年11月16日 訓令第72号

清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱

(設置)

第1条 市は、生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援サービス等」という。）を担う事業主体と連携を図り、地域の支え合い体制づくりによって地域福祉の向上を推進できるようにするため、事業主体間における情報共有、事業改善等の協議を活発に展開させることを目的に清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（以下「協議体」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議体は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域資源及び地域支援ニーズの把握に関すること。
- (2) 事業主体間の情報共有及び連携強化等に関すること。
- (3) 清瀬市生活支援コーディネーター（清瀬市生活支援コーディネーター設置要綱（平成27年清瀬市訓令第73号）に規定する「清瀬市生活支援コーディネーター」をいう。以下「生活支援コーディネーター」という。）の推薦に関すること。
- (4) その他、地域の支え合い体制づくりに関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議体は、次の各号に掲げる者から市長が任命又は委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 社会福祉又は高齢者福祉の業務に従事する者
- (2) 地域包括支援センターの職員
- (3) 介護保険事業者
- (4) 老人クラブ関係者
- (5) 公益社団法人清瀬市シルバー人材センターの職員
- (6) 民生・児童委員
- (7) 清瀬市健康づくり推進員
- (8) その他、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、他の委員の任期中における委嘱又は任命、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議体に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議体を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議体の会議は、委員長が必要に応じて委員を招集して開く。

- 2 協議体の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、協議体の会議に個人情報等が提示されるときは、出席委員の過半数の同意を得て、その会議及びその会議の議事内容を公開しないことができる。

(関係者の出席)

第7条 生活支援コーディネーターは、協議体の会議に出席しなければならない。ただし、委員長が認めたときは、欠席できるものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を在任中又はその職を退いた後も漏らさない。

(庶務)

第9条 協議体に関する庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。